

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月27日（平成29年（行個）諮問第57号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行個）答申第156号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人に対して特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った労働者災害補償保険の休業補償給付の不支給決定に係る調査書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、秋田労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年11月22日付け秋労発基1122第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

原処分（不開示とした部分とその理由アのうち特定の個人を識別することができる情報であるためこれらの情報が記載されている部分を不開示とした）を取り消し、部分開示とするよう求めます。

（2）審査請求の理由

ア 審査請求人は平成28年10月7日付けで処分庁に開示請求を行ったことから原処分を受けた。

イ 処分庁は、その理由を、「これらは審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」

ウ しかしながら、原処分にある当該文書の内容は、すでに平成28年特定月日特定番号の特定労働基準監督署長からの意見書において公に

されている情報であって、特定の個人を識別することができない情報であることから、不開示とする理由はなく、秋田労働局は条例の適用を誤っていると考えられます。よって、法5条（行政文書の開示義務）及び6条2項（部分開示）の規定に違反しており、違法である（原文ママ）。

エ 原処分により、審査請求人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律1章1条の、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としたことを考えれば、審査請求人の権利が行使されていない。

オ 以上のことから、原処分（開示決定通知書の1記載の処分から不開示とした部分とその理由アのうち、特定の個人を識別することができる情報であるためこれらの情報が記載されている部分を不開示とした）の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成28年10月7日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「本人に対して特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った労働者災害補償保険の休業補償給付の不支給決定に係る調査書類一式」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服とし、原処分で不開示とされた部分のうち、一部の開示を求めて、平成28年12月27日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「本人に対して特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った労働者災害補償保険の休業補償給付の不支給決定に係る調査書類一式」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2の①, 3の①, 4の①, 6, 8, 13の①, 13の②, 16, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29の①, 29の②, 30, 32の①, 33の①, 34の①, 35, 37, 38の①, 39の①, 40の①, 41の①, 42の①, 43の①, 44の①及び45の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②, 3の②, 4の②, 34の③, 38の②, 39の②, 40の②, 41の②, 42の②, 43の②及び44の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の③, 4の③, 10, 12, 13の②, 17, 31, 32の②, 33の②及び34の②の不開示部分は、特定事業場等の印影及び内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造、改ざん等により悪用されるおそれがある等、当該事業場又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号29の②の不開示部分は、当該事業場等が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②,

3の②、4の②、34の③、38の②、39の②、40の②、41の②、42の②、43の②及び44の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（ア）bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 本来不開示とする部分について

文書番号13の1頁うち、特定事業場等の印影については、開示することにより事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報であり、法14条3号イの不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、処分庁における誤った判断により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は審査請求人の知るところとなっているものであり、改めてこれを取り消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、原処分が開示した部分に限り、開示を維持するものとする。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年3月27日付け厚生労働省発基0327第1号により諮問した平成29年（行個）諮問第57号に係る

諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書について、以下のとおり修正を行う（下線部分が追加・修正部分）。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2の①, 3の①, 4の①, 6, 8, 13の①, 13の②, 16, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29の①, 29の②, 30, 31の②, 32の①, 33の①, 34の①及び②, 35, 37, 38の①, 39の①, 40の①, 41の①, 42の①, 43の①, 44の①, 45の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハマまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 略

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号2の③, 4の③, 10, 12, 13の②, 16, 17, 21, 31の①, 32の②, 33の②, 34の②の不開示部分は、特定事業場等の印影及び内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造、改ざん等により悪用されるおそれがある等、当該事業場又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ (略)

エ (略)

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)			
			2号	3号	3号	7号

				イ	ロ	柱書 き
3	精神障害等専門部会意見書	②①を除く2頁不開示部分のうち10行目27文字目ないし14行目12文字目を除く不開示部分、3頁不開示部分のうち34行目21文字目ないし36行目を除く不開示部分、4頁不開示部分のうち1行目1文字目ないし15文字目、2行目31文字目ないし6行目25文字目、14行目7文字目ないし15行目11文字目、16行目10文字目ないし15文字目、17文字目、18文字目、 <u>20行目23文字目ないし23行目29文字目、24行目13文字目ないし27行目31文字目、32行目9文字目ないし33行目17文字目を除く不開示部分、5頁不開示部分のうち2行目27文字目、28文字目、25行目30文字目ないし28行目17文字目、29行目10文字目ないし15文字目、17文字目、18文字目、33行目7文字目ないし16文字目を除く不開示部分、6頁不開示部分のうち2行目16文字目ないし21文字目を除く不開示部分</u>	○			○
4	調査復命書②	②③を除く1頁不開示部分のうち「事案の概要（認定した事実）」欄の4行目25文字目ないし5行目16文字目を除く不開示部分、2頁不開示部分、3頁不開示部分のうち「具体的出来事」欄のうち「（退職を強要された）」欄の4行目10文字目ないし21文字目、27文字目ないし38文字目、「具体的出来事」欄のうち「（嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた）」欄の <u>9行目22文字目ないし1</u>	○			○

		0行目38文字目, 12行目5文字目 ないし最終文字, 14行目17文字目 ないし15行目13文字目を除く不開 示部分, 5頁ないし22頁不開示部 分, 23頁不開示部分のうち「認定事 実」欄の2行目35文字目ないし4行 目35文字目, 6行目5文字目ないし 41文字目, 9行目4文字目ないし5 2文字目を除く不開示部分, 24頁不 開示部分, 28頁不開示部分				
1 6	職員名簿	1頁不開示部分	○	○		
2 1	審査請求人勤 務シフト表	2頁ないし19頁不開示部分	○	○		
3 1	診療歴回答	① 1頁法人印影		○		
		② 1頁担当者姓	○			
3 4	電話録取書	② 1頁住所欄及び電話欄	○	○		

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審議
- ④ 同年12月21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成30年10月26日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月29日 審議
- ⑦ 同年12月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人に対して特定労働基準監督署長が平成28年特定月日付けで行った労働者災害補償保険の休業補償給付の不支給決定に係る調査書類一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号49に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、「本件処分のうち「1記載

の処分」（原処分での本件対象保有個人情報の記載項目）から、「不開示とした部分とその理由」（原処分で不開示理由として掲げている部分）アのうち、特定の個人を識別することができる情報であるためこれらの情報が記載されている部分を不開示とした取り消しを求める」としており、諮問庁が法14条2号を不開示理由としている箇所の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、審査請求人は、特定労働基準監督署長による休業補償給付の支給に関する処分の取消しを求めるとして、秋田労働者災害補償保険審査官に対して労働者災害補償保険法に基づく審査請求を行っており、これにより、原処分より前に、審査請求人に対して特定労働基準監督署長の意見書（以下「監督署の意見書」という。）が送付され、審査請求書には、監督署の意見書が添付されていた。そうすると、審査請求人は、原処分より前に、監督署の意見書に記載されている内容を承知しているものと認められることから、以下の検討においては、この内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1，通番31（1頁印影部分）及び通番32について

当該部分は、医師の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報から審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番3，通番5，通番7，通番34，通番38，通番40，通番42，通番44及び通番46について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は医師の意見が記載されており、いずれも法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、監督署の意見書に記載されている内容から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番11、通番12及び通番29について

通番11及び通番12は、特定事業場の組織機構図及び職員名簿に記載された審査請求人が所属する施設の上司及び同僚の職氏名であり、通番29は、特定労働基準監督署の担当官が、電話録取した受信者の所属先が記載されており、それぞれ氏名と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、通番11及び通番12は、審査請求人が特定事業場に勤務していた頃の上司及び同僚の職氏名であり、通番29は、原処分において開示されている内容と同様の情報と認められ、いずれも審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当し、また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番22について

当該部分は、特定年月日に審査請求人と面談を行った者の職氏名及び審査請求人の発言内容が記載されており、審査請求人の発言内容は、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。その余の部分である審査請求人と面談を行った者の職氏名については、同号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が面談した相手であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番23について

当該部分は、特定年月日に行われた審査請求人の面談時の位置取りとして記載された審査請求人以外の第三者の役職及び氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が面談した相手方の役職及び氏名であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、審査請求人に開示しないという条件を付するこ

とが、当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番26及び通番27について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の姓であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該個人は、地方公務員であり、当審査会事務局職員をして、当該地方公共団体の情報公開条例を確認させたところ、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名に係る部分については、開示請求があった場合は開示をしなければならないとされ、公表慣行が認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番28及び通番47について

通番28は、特定労働基準監督署の担当官が、電話録取した受信者の担当名が記載されており、通番47は、審査請求人と面談をした審査請求人以外の第三者の役職名及び姓が記載されており、それぞれ氏名と一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、通番28は、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、通番47は、審査請求人が面談した職員の役職名及び姓であり、いずれも審査請求人が知り得る情報と認められることから、いずれも同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番31（上記アを除く部分。）について

当該部分は、独立行政法人等の職員の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該情報は独立行政法人等の職員の職務遂行に関係した書類に記載された氏名であり、当該氏名は、職員録（独立行政法人国立印刷局編）により特定できるため、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとして、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2及び通番6について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の氏名及び役職が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されている。

関係者の氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番8、通番9（4頁部分）、通番10、通番13、通番15、通番17、通番18、通番19（印影部分を除く。）、通番20、通番21（印影部分を除く。）、通番22、通番24（印影部分を除く。）、通番25、通番28、通番31（5頁、8頁及び21頁部分）、通番33、通番35、通番37、通番39、通番41、通番43、通番45及び通番47について

通番8は、資料目次に記載された審査請求人以外の第三者の氏名であり、通番9、通番10、通番24、通番25、通番31（21頁部分）は、特定労働基準監督署に報告を行った担当者の職氏名及び内線番号であり、通番28、通番33、通番35、通番37、通番39、通番41、通番43及び通番45は、特定労働基準監督署の担当官から聴取を受けた審査請求人以外の第三者の住所、職業、氏名及び生年月日であり、通番13、通番15、通番17、通番22及び通番31（5頁及び8頁部分）は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場が提出した資料又は医師が提出した意見書の添付資料に記載された審査請求人以外の第三者の職氏名、署名及び印影であり、通番18及び通番20は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された賃金台帳に記載された審査請求人以外の第三者の氏名、役職、性別、所属、社員コード、生年月日、入社年月日、住所及び賃金の支払い状況であり、通番19及び通番21は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出されたタイムカードに記載された審査請求人以外の第三者の氏名及び出勤状況であり、

通番４７は、特定労働基準監督署の担当官が作成した復命書及び添付資料に記載された審査請求人以外の第三者の職氏名である。

当該部分は、それぞれ、氏名と一体として、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、法１５条２項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、職氏名、内線番号、住所、生年月日、署名、印影、性別、所属、社員コード及び入社年月日については、個人識別部分であることから、法１５条２項による部分開示の余地はない。

また、その余の部分である賃金の支払い状況及び出勤状況については、一般に他人に知られたくないものであり、同僚等の職場関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであるため、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番１，通番９（上記（イ）を除く。），通番１６，通番１９（印影部分），通番２１（印影部分），通番２４（印影部分）及び通番３１（上記（イ）を除く。）について

当該部分のうち通番１及び通番３１は医師の署名及び印影であり、その余の部分は特定個人の印影であり、いずれも法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法１４条２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法１５条２項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番４について

当該部分は、地方労災医員の署名であり、法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成１７年８月３日付け情報公開に関する連絡会

議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名まで開示する慣行があるとは認められないことから、上記(ウ)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番11、通番12及び通番29について

通番11は、特定事業場の組織機構図に記載された役職名及び氏名であり、通番12は、特定事業場の介護員の職員名簿に記載された審査請求人以外の第三者の契約形態に係る事項、電話番号、郵便番号及び住所であり、通番29は、特定労働基準監督署の担当官が作成した電話録取書の受信者欄に記載された審査請求人以外の第三者の電話番号であり、いずれも法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番14について

a 通番14のうち、印影部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても印影まで開示する慣行があるとは認められないため、上記ア(ウ)と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番14のうち、印影の枠部分は、当該資料の担当者を特定し得る当該事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報とは認められないことから、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c その余の部分は、特定事業場の介護職員の勤務表に記載された

氏名、保有資格、勤務時間及び勤務時間の集計部分であり、行ごと一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、氏名及び保有資格は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分である勤務時間及び勤務時間の集計部分は、一般に他人に知られたくない情報であり、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであるため、これを開示することにより審査請求人以外の第三者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号ロ該当性について

通番23は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3、通番5及び通番7について

a 当該部分のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した被聴取者の職名及び氏名部分については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は医師から提出を受

けた意見書の内容であり，これらを開示すると，被聴取者等が，労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番30，通番34，通番36，通番38，通番40，通番42，通番44及び通番46について

a 通番34，通番36，通番38，通番40，通番42，通番44及び通番46のうち，特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した者の署名及び印影については，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であり，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

b その他の部分については，特定労働基準監督署の担当調査官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり，上記(ア) bと同様の理由により，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，審査請求人は，特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として，秋田労働者災害補償保険審査官に対し，労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており，原処分後に，上記労災保険給付に係る審査請求事件について，秋田労働者災害補償保険審査官による決定がなされ，審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不 開示を維持する 部分」としてい る部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)				6 開示すべき部分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	請求書, 不 支給決定通 知	1	1 頁氏名及び印 影	○				印影部分
2	調査復命書	2	① 2 8 頁役職及 び氏名	○				
		3	② 1 頁労働者数 以外の不開示部 分のうち「事案 の概要(認定し た事実)」欄の 4 行目 2 5 文字 目ないし 5 行目 1 6 文字目を除 く不開示部分, 2 頁不開示部分 のうち「具体的 出来事」欄のう ち「(上司とト ラブルがあっ た)」欄の 9 行 目 2 2 文字目な いし 1 0 行目 3 8 文字目, 1 2 行目 5 文字目な いし 3 9 文字目 を除く不開示部 分, 4 頁不開示 部分, 6 頁ない	○			○	2 頁「具体的出来 事」欄「(退職を 強要された)」欄 2 行目 1 6 文字目 ないし 2 0 文字 目, 3 行目 8 文字 目, 9 文字目及び 7 行目 2 7 文字目 ないし 3 1 文字 目, 「(上司との トラブルがあっ た)」欄 3 行目 1 文字目ないし 5 文 字目, 7 文字目な いし 9 文字目及び 5 行目 1 文字目な いし 4 文字目, 6 頁「調査結果」欄 1 行目, 2 行目, 2 7 行目 1 文字目 ないし 8 文字目及 び 1 2 文字目ない し 2 8 行目 1 1 文

			<p>し 2 2 頁不開示部分, 2 3 頁不開示部分のうち「認定事実」欄の 2 行目 3 5 文字目ないし 4 行目 3 5 文字目, 6 行目 5 文字目ないし 4 1 文字目, 9 行目 4 文字目ないし 5 2 文字目を除く不開示部分, 2 4 頁不開示部分, 2 9 頁不開示部分</p>				<p>字目, 7 頁「調査結果」欄 1 行目, 2 行目, 1 5 行目ないし 1 7 行目, 2 2 行目ないし 2 4 行目, 4 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 9 文字目ないし 4 4 行目, 4 9 行目, 5 0 行目, 7 2 行目 1 文字目, 2 文字目及び 6 文字目ないし 7 3 行目, 8 頁「調査結果」欄 2 1 行目ないし 2 3 行目, 2 8 行目, 2 9 行目, 4 2 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 4 4 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 1 文字目ないし 4 5 行目, 9 頁「調査結果」欄 2 3 行目 4 文字目ないし 6 文字目, 9 文字目ないし 2 5 行目, 5 2 行目 4 文字目ないし 6 文字目及び 9 文字目ないし 5 3 行目, 1 0 頁「調査結果」欄 1 2 行目 4 文字目ないし 6 文字目及び 9 文字目ないし 1 4 行目, 「認</p>
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

							<p>定事実」欄 1 行目 5 7 文字目ないし 2 行目 8 文字目, 1 2 文字目ないし 2 8 文字目及び 4 行目 3 3 文字目な いし 5 1 文字目, 1 2 頁「調査結 果」欄 1 6 行目な いし 2 7 行目, 1 3 頁「調査結果」 欄 2 7 行目ないし 3 8 行目, 1 4 頁 「調査結果」欄 6 1 行目 8 文字目な いし 6 3 行目, 1 7 頁「調査結果」 欄 3 行目ないし 1 0 行目, 2 2 行 目, 2 3 行目及び 2 6 行目ないし 4 3 行目, 1 8 頁 「調査結果」欄 5 行目, 6 行目, 1 4 行目, 1 5 行 目, 4 0 行目 1 文 字目ないし 8 文字 目及び 1 2 文字目 ないし 4 1 行目 1 1 文字目, 2 0 頁 「調査結果」欄 1 行目, 2 行目, 1 5 行目ないし 1 7 行目, 2 2 行目な いし 2 4 行目, 4 2 行目 1 文字目な いし 6 文字目及び</p>
--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

							9文字目ないし4 4行目, 21頁 「調査結果」欄1 行目, 2行目, 2 4行目1文字目, 2文字目, 6文字 目ないし25行 目, 46行目ない し48行目, 53 行目及び54行 目, 22頁11行 目1文字目ないし 16文字目, 13 行目1文字目ない し7文字目, 11 文字目ないし14 行目, 38行目4 文字目ないし6文 字目及び9文字目 ないし40行目, 23頁「調査結 果」欄20行目4 文字目ないし6文 字目, 9文字目な いし21行目, 3 4行目4文字目な いし6文字目及び 9文字目ないし3 6行目
			③ 1頁労働者数		○		
3	精神障害等 専門部会意 見書	4	① 2頁署名	○			
		5	②①を除く2頁 不開示部分のう ち本文10行目 27文字目ない し14行目12 文字目を除く不	○		○	3頁2行目1文字 目ないし3文字 目, 5文字目及び 6文字目

		<p>開示部分， 3 頁 不開示部分のうち 3 4 行目 2 1 文字目ないし 3 6 行目を除く不開示部分， 4 頁 不開示部分のうち 1 行目 1 文字 目ないし 1 5 文字 目， 2 行目 3 1 文字目ないし 6 行目 2 5 文字 目， 1 4 行目 7 文字目ないし 1 5 行目 1 1 文字 目， 1 6 行目 1 0 文字目ないし 1 5 文字目， 1 7 文字目， 1 8 文字目， 2 0 行 目 2 3 文字目な いし 2 3 行目 2 9 文字目， 2 4 行目 1 3 文字目 ないし 2 7 行目 3 1 文字目， 3 2 行目 9 文字目 ないし 3 3 行目 1 7 文字目を除 く不開示部分， 5 頁不開示部分 のうち 2 行目 2 7 文字目， 2 8 文字目， 2 5 行 目 3 0 文字目な いし 2 8 行目 1 7 文字目， 2 9</p>				
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

			行目10文字目 ないし15文字 目, 17文字 目, 18文字 目, 33行目7 文字目ないし1 6文字目を除く 不開示部分, 6頁不開示部分 のうち2行目1 6文字目ないし 21文字目を除 く不開示部分				
4	調査復命書 ②	6	①27頁役職及 び氏名	○			
		7	②③を除く1頁 不開示部分のう ち「事案の概要 (認定した事 実)」欄の4行 目25文字目な いし5行目16 文字目を除く不 開示部分, 2頁 不開示部分, 3 頁不開示部分の うち「具体的出 来事」欄のうち 「(退職を強要 された)」欄の 4行目10文字 目ないし21文 字目, 27文字 目ないし38文 字目, 「具体的 出来事」欄のう ち「(嫌がら	○		○	2頁(2)欄10 行目11文字目な いし20文字目, 6頁「調査結果」 欄1行目, 2行 目, 27行目1文 字目ないし8文字 目及び12文字目 ないし28行目1 1文字目, 7頁 「調査結果」欄1 行目, 2行目, 1 5行目ないし17 行目, 22行目な いし24行目, 4 2行目1文字目な いし6文字目, 9 文字目ないし44 行目, 49行目, 50行目, 72行 目1文字目, 2文 字目及び6文字目

			<p>せ、いじめ、又は暴行を受けた)」欄の9行目22文字目ないし10行目38文字目、12行目5文字目ないし最終文字、14行目17文字目ないし15行目13文字目を除く不開示部分、5頁ないし22頁不開示部分、23頁不開示部分のうち「認定事実」欄の2行目35文字目ないし4行目35文字目、6行目5文字目ないし41文字目、9行目4文字目ないし52文字目を除く不開示部分、24頁不開示部分、28頁不開示部分</p>				<p>ないし73行目、8頁「調査結果」欄21行目ないし23行目、28行目、29行目、42行目1文字目ないし16文字目、44行目1文字目ないし7文字目及び11文字目ないし45行目、9頁「調査結果」欄23行目4文字目ないし6文字目、9文字目ないし25行目、52行目4文字目ないし6文字目及び9文字目ないし53行目、10頁「調査結果」欄12行目4文字目ないし6文字目及び9文字目ないし14行目、「認定事実」欄1行目57文字目ないし2行目9文字目、13文字目ないし28文字目、3行目2文字目ないし4文字目及び33文字目ないし51文字目、12頁16行目ないし27行目、13頁27行目ないし38行目、14頁6</p>
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

								<p>1 行目 8 文字目ないし 6 3 行目, 1 7 頁「調査結果」欄 3 行目ないし 1 0 行目, 2 2 行目, 2 3 行目及び 2 6 行目ないし 4 3 行目, 1 8 頁 5 行目, 6 行目, 1 4 行目, 1 5 行目, 4 0 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目ないし 4 1 行目 1 1 文字目, 2 0 頁「調査結果」欄 1 行目, 2 行目, 1 5 行目ないし 1 7 行目, 2 2 行目ないし 2 4 行目, 4 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 9 文字目ないし 4 4 行目, 2 1 頁 1 行目, 2 行目, 2 4 行目 1 文字目, 2 文字目, 6 文字目ないし 2 5 行目, 4 6 行目ないし 4 8 行目, 5 3 行目及び 5 4 行目, 2 2 頁「調査結果」欄 1 1 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 1 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 1 文</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

							字目ないし14行目, 38行目4文字目ないし6文字目及び9文字目ないし40行目, 23頁「調査結果」欄20行目4文字目ないし6文字目, 9文字目ないし21行目, 34行目4文字目ないし6文字目及び9文字目ないし36行目
			③1頁労働者数		○		
5	審査請求人 電話録取書		—				
6	資料目次	8	1頁不開示部分	○			
7	審査請求人 申立書		—				
8	審査請求人 タイムカード	9	1頁ないし3頁 印影, 4頁氏 名, 6頁印影, 8頁印影, 10 頁印影, 12頁 印影, 14頁印 影	○			
9	審査請求人 申立書②		—				
10	事業主証明 拒否理由書		2頁法人印影		○		
11	審査請求人 貸金台帳		—				
12	臨時職員雇 用契約書		1頁ないし2頁 法人印影		○		
13	職員組織機 構図	10	①1頁役職名及 び氏名	○			

		1 1	② 2 頁不開示部 分	○	○			審査請求人と同列 及び左側の列の介 護員氏名，その上 部にある主任及び 副主任の職氏名， 審査請求人所属施 設管理者職氏名及 び理事長職氏名
1 4	法人パンフ レット		—					
1 5	就業規程		—					
1 6	職員名簿	1 2	1 頁不開示部分	○	○			氏名及び職種欄不 開示部分
1 7	審査請求人 雇用契約書		1 頁ないし 8 頁 法人印影		○			
1 8	審査請求人 労働者名簿		—					
1 9	審査請求人 履歴書		—					
2 0	審査請求人 業務内容 (復帰後)	1 3	4 頁同僚氏名及 び役職名	○				
2 1	審査請求人 勤務シフト 表	1 4	2 頁ないし 1 9 頁不開示部分	○	○			
2 2	審査請求人 賃金台帳②	1 5	1 頁ないし 4 頁 不開示部分	○				
2 3	審査請求人 タイムカー ド②	1 6	1 頁ないし 1 0 頁印影， 1 2 頁 ないし 1 4 頁印 影， 1 6 頁印影	○				
2 4	審査請求人 健康診断個 人票	1 7	1 頁ないし 2 頁 不開示部分	○				
2 5	同僚賃金台 帳	1 8	1 頁ないし 4 頁 不開示部分	○				

26	同僚タイムカード	19	1 頁ないし 15 頁不 開示部分	○				
27	同僚賃金台帳②	20	1 頁ないし 4 頁不 開示部分	○				
28	同僚タイムカード②	21	1 頁ないし 16 頁不 開示部分	○				
29	審査請求人に対する照会事項の回答	22	① 1 頁ないし 5 頁不 開示部分, 8 頁ないし 9 頁不 開示部分	○				8 頁不 開示部分, 9 頁 15 行目 13 文字目ないし 15 文字目及び 21 文字目ないし 24 文字目
		23	② 1 1 頁不 開示部分	○		○		4 行目 9 文字目ないし 12 文字目及び 5 行目 5 文字目ないし 7 文字目
30	審査請求人タイムカード③	24	1 頁担当者姓, 2 頁印影	○				
31	診療歴回答		① 1 頁法人印影		○			
		25	② 1 頁担当者姓	○				
32	診療歴回答②	26	① 1 頁ないし 2 頁担当者姓	○				全て
			② 1 頁法人印影		○			
33	生活保護法の医療扶助診療歴回答	27	① 1 頁担当者氏名	○				全て
			② 1 頁法人印影		○			
34	電話録取書	28	① 1 頁氏名欄	○				氏名欄 1 文字目ないし 4 文字目
		29	② 1 頁住所欄及び電話欄	○	○			住所欄不 開示部分
		30	③ 1 頁録取内容	○			○	
35	主治医意見書, 審査請求人診療録	31	1 頁署名及び印影, 5 頁署名, 8 頁担当者氏	○				1 頁印影, 8 頁 11 行目 16 文字目ないし 19 文字目

			名, 9頁ないし 12頁担当者 姓, 13頁担当 者姓及び印影, 21頁係名及び 担当者姓並びに 内線番号				及び13行目12 文字目ないし15 文字目
3 6	審査請求人 面談聴取記 録書		—				
3 7	審査請求人 聴取書	3 2	12頁ないし2 1頁印影	○			全て
3 8	同僚聴取書	3 3	①1頁2行目3 文字目ないし最 終文字, 1頁3 行目3文字目な いし最終文字, 1頁4行目3文 字目ないし最終 文字, 1頁5行 目7文字目, 8 文字目, 10文 字目, 12文字 目, 16文字 目, 17文字目	○			
		3 4	②1頁8行目な いし6頁10行 目(項番を除 く。)	○		○	2頁12行目2文 字目ないし13行 目9文字目, 3頁 5行目11文字目 ないし18文字目 及び22文字目な いし6行目9文字 目
3 9	同僚聴取書 ②	3 5	①1頁2行目3 文字目ないし最 終文字(手書き 補正部分含	○			

			む。), 1頁3行目3文字目ないし最終文字, 1頁4行目3文字目ないし最終文字, 1頁5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 18文字目, 19文字目(手書き補正部分含む。)					
		36	②1頁8行目ないし7頁16行目(項番を除く。)	○			○	
40	同僚聴取書 ③	37	①1頁2行目3文字目ないし最終文字, 1頁3行目3文字目ないし最終文字, 1頁4行目3文字目ないし最終文字, 1頁5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 18文字目, 19文字目	○				
		38	②1頁8行目ないし8頁15行目(項番を除く。)	○			○	2頁23行目ないし3頁6行目, 6頁5行目, 14行

			く。), 2 頁ないし 6 頁欄外印影					目, 1 5 行目, 1 9 行目及び 2 0 行目, 7 頁 1 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 9 文字目ないし 1 2 行目, 8 頁 5 行目ないし 1 2 行目
4 1	同僚聴取書 ④	3 9	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目	○				
		4 0	② 1 頁 8 行目ないし 9 頁 1 0 行目 (項番を除く。), 2 頁ないし 9 頁欄外印影	○			○	6 頁 1 行目, 1 8 行目 1 文字目, 2 文字目及び 6 文字目ないし 1 9 行目, 7 頁 1 0 行目, 1 1 行目, 1 5 行目及び 1 6 行目, 8 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 5 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 1 文字目ないし 6 行目及び 2 3 行目 1 7 文字目ないし 9 頁 1 行

								目
4 2	同僚聴取書 ⑤	4 1	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目 1 3 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目	○				
		4 2	② 1 頁 8 行目ないし 8 頁 3 行目 (項 番 を 除 く 。)	○			○	4 頁 5 行目ないし 9 行目, 1 7 行目 及び 2 0 行目ないし 5 頁 9 行目, 6 頁 1 1 行目及び 1 2 行目
4 3	同僚聴取書 ⑥	4 3	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 1 頁 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 4 文字目, 1 8 文字目, 1 9 文字目	○				
		4	② 1 頁 8 行目な	○			○	4 頁 2 0 行目 4 文

		4	いし5頁11行 目（項番を除 く。）					字目ないし6文字 目及び9文字目な いし21行目
4 4	同僚聴取書 ⑦	4 5	①1頁2行目3 文字目ないし最 終文字，1頁3 行目3文字目な いし最終文字， 1頁4行目3文 字目ないし最終 文字，1頁5行 目7文字目，9 文字目，11文 字目，12文字 目，16文字 目，17文字目	○				
		4 6	②1頁8行目な いし5頁11行 目（項番を除 く。）	○			○	4頁20行目4文 字目ないし6文字 目及び9文字目な いし21行目
4 5	実地調査復 命書	4 7	1頁役職名及び 担当者姓，3頁 ないし6頁役職 名及び姓	○				3頁ないし5頁役 職名及び姓
4 6	労働時間入 力表		—					
4 7	労働時間集 計表		—					
4 8	極度・出来 事確認表		—					
4 9	恒常的長時 間労働確認 表		—					

注) 理由説明書・別表の文書番号3の下線部に誤りがあったことから，審査
会事務局において，訂正した。